
令和7年 第8回(定例)日南町議会会議録(第3日)

令和7年12月17日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和7年12月17日 午前9時15分開議

- 日程第1 令和7年陳情第12号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情
- 日程第2 令和7年陳情第11号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情
- 日程第3 発議第10号 衆議院議員定数削減に関する法案の凍結を求める意見書提出について
- 日程第4 議案訂正について(議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第5 議案第85号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第86号 日南町住民基本台帳カード利用に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第87号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第88号 日南町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第89号 日南町農業集落排水処理施設の使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第90号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第91号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第92号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第94号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第95号 令和7年度日南町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第96号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第97号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第98号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第99号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 議案第100号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第101号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第102号 令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第23 議案第 103号 令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第 104号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 令和7年陳情第12号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情
- 日程第2 令和7年陳情第11号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情
- 日程第3 発議第10号 衆議院議員定数削減に関する法案の凍結を求める意見書提出について
- 日程第4 議案訂正について（議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第5 議案第85号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第86号 日南町住民基本台帳カード利用に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第87号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第88号 日南町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第89号 日南町農業集落排水処理施設の使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第90号 令和7年度日南町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第91号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第92号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第94号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第95号 令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第96号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第97号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第98号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

改正について

- 日程第19 議案第99号 令和7年度日南町一般会計補正予算（第7号）
日程第20 議案第100号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第21 議案第101号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第102号 令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第103号 令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第104号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25 議員派遣の件
日程第26 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

出席議員（9名）

2番	大西保君	3番	櫃田洋一君
4番	荒金敏江君	5番	岡本健三君
6番	荒木博君	7番	岩崎昭男君
8番	高橋洋志君	9番	近藤仁志君
10番	山本芳昭君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長崎みよ君 書記 倉光祐希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	角井学君
教育長	青戸晶彦君	総務課長	實延太郎君
まち未来創造課長	島山圭介君	地域づくり推進課長	浅田雅史君
住民課長	島山亮子君	環境エネルギー課長	宇田聖子君
福祉保健課長	出口真理君	こども若者未来課長	坪倉洋子君
農林課長	坂本文彦君	建設課長	渡邊輝紀君

教育次長 …………… 段 塚 直 哉君 会計管理者 …………… 高 柴 博 昭君
農業委員会事務局長 高 橋 裕 次君 病院事業管理者 ……… 福 家 寿 樹君

午前 9 時 1 4 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 7 年第 8 回日南町議会議定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット日程ファイルのとおりです。

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、行政調査特別委員会行政調査報告書ファイルをお開きください。

行政調査特別委員会の委員長から、さきに実施した行政調査の報告書が提出され、今期定例会で報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

行政調査特別委員会委員長、大西保議員。

○行政調査特別委員会委員長（大西 保君）

行政調査特別委員会 行政調査報告書

本委員会は行政調査を行ったので、日南町議会議規則第 7 7 条の規定により次のとおり報告する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

日南町議会 行政調査特別委員会
委員長 大 西 保

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

記

1. 調査期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 日
2. 調査場所及び訪問先
 - ・埼玉県小川町 小川町、霜里農場
 - ・東京都目黒区 社会福祉法人奉優会 特別養護老人ホーム目黒中央の家
 - ・東京都 国会議員会館
 - ・千葉県千葉市 幕張メッセ 第 1 5 回農業 W E E K
3. 参加人数 議員 9 名 議会事務局 2 名
4. 小川町、『霜里農場』 1 0 月 1 日

(1) 調査目的

日南町は令和 6 年 4 月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機栽培に官民連携で取り組んでいる。有機農法の実践事例、農業の担い手・人材育成と消費

者との関係づくり等について調査する。

(2) 調査概要

旧下里分校で座学を受けた後、金子農場にて現地視察を実施。

- ・1971年に金子さんが有機農業を始める。現在、小川町の農業経営体による耕作面積は302ha(266経営体)であり、約19%が有機農業に取り組んでいる。令和5年に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、環境保全型農業を地域政策の柱に位置づけている。
- ・新規就農者では、過去20年間で39名の内33名が有機農業を目指し移住者の割合が高い。
- ・廃校となった分校で「有機野菜塾」を開講し、都市住民の農業体験を通じて、移住及び関係人口の拡大や観光との連携にも成功している。
- ・霜里農場では、天ぷら油の廃油を精製しトラクターや発電機の燃料として再利用、紙マルチの使用、落葉の活用、木チップやおが屑を堆肥としての活用、バイオガスの活用、トイレ糞尿を微生物処理して肥料として活用する等、環境負荷低減とコスト削減を両立されていた。

(3) 考察

- ・環境保全と経済性を両立した模範的事例であり、地域資源を循環させ、最大限活用していた。課題は経営が成り立つにはどの程度まで「手間」をかけることが可能かということと、高価になる食材の販売先の確保だと推察した。
- ・有機農業を核とした地域づくりは、単なる生産活動に留まらず、経済・環境・教育を結ぶ総合的な地域戦略であると感じた。
- ・消費者の理解、酒造りの酒米や豆腐づくりの大豆等の加工事業者による全量買取りによって収入が確保されていること、これらが有機農業者を支えており、持続可能性を感じた。
- ・日南町は有機農業の土壌のない中で賛同者を募り、計画策定から時を経ずオーガニックビレッジ宣言をしたが、順調に計画が進んでいるとは言い難く、トップダウンの限界を感じる。有機農業の普及は小規模でも多品目栽培し、絶えず有機農産物が消費者に届く体制の確立が必要と考える。

5. 『社会福祉法人奉優会』10月2日

(1) 調査目的

日南病院及び日南福祉会が令和7年12月より介護職の外国人技能実習生の受け入れを計画したことから、介護分野における外国人労働者の採用・定着や介護福祉士の資格取得に向けた支援体制等を調査する。

(2) 調査概要

社会福祉法人奉優会が運営する特別養護老人ホーム「目黒中央の家」を訪問し、理事長等から法人の取り組みの概要説明を受け、その後、外国籍職員4名と「な

「日本を選んだのか」「日本で働く魅力・働きやすさ」など、実体験に基づく意見交換も実施した。

社会福祉法人奉優会の設立は、1999年で今年25周年の節目となる。職員数3,088名、外国籍職員は447名で約14.4%を占めている。

外国籍職員の受け入れ開始は、2013年からで、経済連携協定候補生、技能実習生、特定技能人材等多様な在留資格を有しながら、現場で活躍している。

教育支援体制では、日本語研修や資格取得のサポート等多くの参考となる事例の説明を受けた。介護福祉士の資格者数は112名（約25%）、合格率は46%である。

処遇面については、日本人と同様で役職者も介護課長4名、介護主任25名と日本人と平等に評価されており、外国籍職員のキャリアアップに貢献している。

(3) 考察

説明資料に外国人材の材を財産の「財（たから）」として尊重し、多文化共生社会を実現されていることに感銘を受けた。

奉優会では、母国語での研修も行っており、本町での研修方法について大いに参考になると思われた。

意見交換を行った外国籍職員4名の内2名が、来日当初は地方（和歌山県や福島県）で働いていたが、奉優会の外国籍職員人への体制充実と都会への憧れから転職してきたことを考えると日南町の取り組みも十分に検討が必要と感じた。

奉優会の外国籍職員の受け入れ・育成の取り組みは、単に人を補充するのではなく「共に働き・学び・地域に根ざした人材育成戦略」として明確に捉えられていた。「住居・文化・言語・研修・交流」という多面的な支援体制が整備されてこそ、外国籍職員が安心して働き続け、「この職場で成長したい」「地域の一員でありたい」と感じる基盤が築かれると、確信した。

外国人材が長く安心して働ける環境づくりを進めるべく、行政支援・制度設計等の観点から、奉優会の取り組みを参考にしながら、地域特性に応じた仕組みづくりを検討する必要がある。今回の視察は、その方向性を確認する貴重な機会となった。

6. 国会議員への要望活動 10月2日

事前に全員協議会で要望事項を取りまとめた日南町議会からの要望書を鳥取県及び合区の国会議員に提出した。

(1) 要望書提出先

- ・青木一彦議員（本人）・藤井一博議員（本人）・舞立昇治議員（本人）
- ・赤沢亮正議員（秘書）・石破茂議員（秘書）

(2) 要望項目

- ①簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化

- ②生産者米価の安定化政策と中山間地域農業の支援
- ③地方公共団体情報システム標準化に係る財政措置
- ④中山間地域におけるガソリン価格高騰対策の強化

(3) 要望結果

- ・直接議員本人に日南町が直面する問題点を説明し、現状を認識され、その解決策を要望できたことは大いに意義があった。各議員がこの要望に対して実効ある政策に取り組みられることを願う。
- ・町、或いは地方の思いや考え方を直接国に伝えることも地方議員としての役目である。今後も積極的な要望活動を行いたい。

7. 第15回農業WEEK 10月3日

(1) 調査目的

農業機械・技術等の最新動向を把握し、町の農業振興に資する。

(2) 調査概要

農業・畜産分野の日本最大級の総合展示会で、最新の農業資材、スマート農業製品、畜産資材などが一堂に会する。今年で15回目の開催となり、出展社数851社、来場者数約37,000名であった。

(3) 考察

- ・中国企業を中心とした海外企業の出展社数には大変驚いた。有機肥料やマルチフィルムなど農業資材を中心に最新ICTを活用したドローンやハウス管理システムなど216社にもものぼっていた。農業分野でのグローバル化が進んでいるとは知っていたが、日本市場に向けた売り込みの気迫を感じた。
- ・草刈りの省力化と効率化を図るためのラジコン草刈り機の実演があったが、今後さらにICT技術により中山間地域での農業の省力化・効率化を図る機械の開発に期待したいと感じた。

.....
以上であります。

日程第1 令和7年陳情第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、陳情審査報告書、総務教育常任委員会ファイルをお開きください。

日程第1、令和7年陳情第12号、衆議院議員の定数削減に反対する陳情を議題とします。

本陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、岩崎昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....

陳情審査報告書

令和7年12月17日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 岩崎 昭男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第12号「衆議院議員の定数削減に反対する陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年12月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、趣旨採択と決定した。

理 由

本陳情の基本的な考え方である衆議院議員定数削減への反対については理解でき、一定の賛同が得られるものである。

しかしながら、国へ意見書を提出するに当たっては、日南町議会として地方の視点を明確にした上で必要な修正を行い、改めて議員発議により提出することが適当である。

.....

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 私、委員会傍聴させていただきましたけれども、委員会の中では、趣旨採択ではなく、採択を主張する少数意見もあったと思います。ちょっと理由のところその少数意見についてよく分かりませんので、どのような少数意見があったか、御報告を願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩崎 昭男君） 議員問討議という形で各委員の御意見伺いました。その中におきまして、陳情をそのまま採択するという委員が1名いらっしゃいましたけれども、その委員につきましては、まさに陳情に記載のとおりでございます。特にそれに加えて、世界的な国の情勢等も、議員の数、そういうこともおっしゃっておいりましたということでございます。

特に、最終的には討論の中でも、意見書を日南町議会として地方の声を届けるんだということには、陳情には採択すべきということでありましたけれども、討議の中におきましても、御本人のほうからは、改めて日南町議会として意見書を提出するということはやぶさかではないという御発言もいただいております。そういう状況でございました。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

陳情第12号の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択です。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 自民党と日本維新の会が12月5日、衆議院議員定数削減法案を国会に提出しました。削減方法は、衆議院の選挙制度協議会で行うとしていますが、1年以内に結論が得られない場合は、小選挙区25、比例代表20の合計45削減の法律改定が施行される自動削減条項を盛り込んでいます。議員定数自動削減法案は、議会制民主主義を否定するもので、断じて許されません。人口100万人当たりの国会議員数は、OECD、経済協力開発機構加盟38か国の中で日本は36番目の最低の水準です。日本の国会議員数は決して多くありません。議会定数削減に合理的根拠は存在しません。

また、衆議院の比例代表制度は、小選挙区で多くの死に票が出て大政党に有利に働くことを救済する大切な役割を持っています。この陳情は、少数意見や地方の声が国政に届けにくくなる衆議院議員の定数削減を行わないよう強く要請する意見書提出を求めるもので、意見書案そのままの採択を求めるものではありません。日南町議会としても、衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求めるこの陳情に賛同できるものと思いますので、趣旨採択ではなく、採択し、意見書の内容は議会として検討、提出すべきものと考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

このたびの陳情は、比例区の定数削減が小規模政党に不利になるということが主な内容です。私の意見は、鳥取県のような小さな県の議員数が減れば、地方の意見が国政に届かないということで反対しておりますので、意見の相違があります。私は、この陳情を趣旨採択ということで、改めて日南町議会として意見書を提出すべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

陳情第12号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本陳情は、委員長報告

のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第2 令和7年陳情第11号

○議長（山本 芳昭君） 陳情審査報告書、経済福祉常任委員会ファイルをお開きください。

日程第2、令和7年陳情第11号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情を議題とします。

本陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、櫃田洋一議員。

○経済福祉常任委員会委員長（櫃田 洋一君）

陳情審査報告書

令和7年12月17日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 櫃田 洋一

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第11号「生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年12月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、不採択と決定した。

理 由

国は、最高裁判所の判決を受け専門委員会を設置し、生活保護基準の再計算及び部分的補償を行う方針を示している。生活保護基準の在り方については引き続き社会保障審議会等で検討される事項であることから、地方議会として直ちに具体的対応を求めることは適当でないと判断し、本陳情は不採択とした。

尚、判決では減額処分全体が取り消されたにもかかわらず、2013年に遡って再度減額を行うことは司法を無視する行為であり原告らの尊厳を踏みにじるものとの少数意見があった。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

陳情第11号についての討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第11号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 陳情第11号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情を採択すべきとの立場で討論いたします。

安倍政権が2013年から2015年に行った最大10%もの生活保護基準の引下げについて、最高裁判所は、今年6月、違法な引下げであったとの判断を下し、引下げの取消しを国へ命じました。ところが、最高裁判決を受けて国が行ったのは、専門委員会を設置して5か月間かけて新たな引下げ基準を検討することでした。11月に公表された国の方針は、2013年に遡って引下げ幅を再計算し、生活保護基準の引下げを再び行うという信じられないものでした。

この国の方針は、全く間違っています。といいますのも、法学研究者らが12月8日に発表した緊急声明で指摘しているとおり、最高裁判決は2013年に行われた生活保護基準の引下げ全体を違法として取り消しており、引下げ理由で区別して一部の引下げを認めるなどということは決してしていません。この最高裁判決を無視し、12年たってから国が再び生活保護基準の引下げを行うことは、最高裁判決の上に行政の判断を置く違法な方針であり、三権分立を定めた憲法に反する暴挙です。

そればかりでなく、国の方針は、高齢者世帯や重度の障がい・傷病者世帯が8割を占める生活保護利用者の人権と尊厳を再び踏みにじるものであり、到底許すことはできません。国は直ちに原告らに直接謝罪するとともに、影響を受けた生活保護利用者の全てに対して、引下げ前の生活保護基準との差額を全額支給すべきです。

なお、引下げ処分そのものが違法とされたのですから、原告だけでなく、原告以外の対象者へも同様に差額全てを支払うのが生活保護法の無差別平等の原理、憲法の平等原則からして当然であると申し上げまして、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、本陳情に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この最高裁判決におきましては、一応適法の部分もあるとの指摘の下、違法と認定すべき事柄があって、この本訴訟全体を違憲と判断されたものと私は認識しております。その上で、政府のほうでは、違法と指摘されましたデフレ調整部分を再算定されまして、追加支給することとして決断をされておられます。

また、基準の引下げについては、今後、生活保護基準の抜本的引上げを社会保障審議会などで議論されていくこととされておりますので、この陳情に対しては反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

陳情第11号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第3 発議第10号

○議長（山本 芳昭君） 発議第10号ファイルをお開きください。

日程第3、発議第10号、衆議院議員定数削減に関する法案の凍結を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君）

.....
発議第10号

衆議院議員定数削減に関する法案の凍結を求める意見書
提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年12月17日

提出者	日南町議会議員	大西	保
賛成者	日南町議会議員	櫃田	洋一
	同	荒金	敏江
	同	岡本	健三
	同	荒木	博
	同	岩崎	昭男
	同	高橋	洋志
	同	近藤	仁志
	同	山本	芳昭

.....
衆議院議員定数削減に関する法案の凍結を求める意見書（案）

連立合意に基づき、自由民主党及び日本維新の会によって、衆議院議員定数を約1割

(45議席以上)削減するための法案が衆議院に提出され、具体的な審議が進められようとしている。

本議会は、安易な議員定数削減は、本質的な政治改革に繋がるものではなく、むしろ我が国の民主主義機能の弱体化と、多様な民意、特に地方の声を国政に反映させる機会を奪うことに繋がるとして、強く懸念を表明する。

議員定数は、単なる経費削減の対象ではなく、国民一人ひとりの声を国政に届けるための「代表の器」である。人口減少社会において、議員一人当たりの有権者数は既に増加傾向にあり、定数をさらに削減することは、地方の隅々まで行き届く「きめ細やかな政治」の実現を困難にする。特に地方選出の議員が減少することは、地域の特殊な課題や民意が国政の場で議論されにくくなることを意味し、地方創生の流れに逆行するものである。

国会議員定数という立法府の根幹に関わる問題が、連立協議における一部政党間の合意のみによって拙速に進められようとしている現状には、強い懸念を表明する。特に、「1年以内に結論が出なければ、小選挙区25、比例代表20を自動的に削減する」という「プログラム法案」の自動削減規定は、期限設定の根拠や削減の内訳について十分な説明もなく、熟議を尽くしたとは言い難い。

また、国民や国政の末端を支える地方議会の意見が十分に聴取され、丁寧な合意形成を図られてもいない状況である。

よって、国会及び政府に対し、以下を強く要請する。

1. 衆議院議員定数削減に関する拙速な法案化を凍結し、議員定数については、削減ありきではなく、将来の日本の姿を見据えた上で、国民の代表性を確保し、地方の声を国政に反映できるように丁寧な議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県日南町議会議長 山本 芳 昭

(提出先)

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

発議第10号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時からといたします。

午前9時49分休憩

午前9時59分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4 議案訂正について（議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（山本 芳昭君） タブレットの事件の訂正請求書ファイルをお開きください。

日程第4、議案訂正について（議案第93号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件につき、訂正理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 事件の訂正請求書、令和7年12月9日に提出した事件は、次の理由により別紙のとおり訂正したいので、日南町議会会議規則第20条の規定によりまして請求をします。

件名ですが、議案第93号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

理由ですが、あかねの郷の電源設備等の修繕事業につきまして、歳出の科目の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいという内容であります。

具体的には、款項目節の節の区分ですが、従前が需用費という形で提案をさせていただいておりましたけれども、正しくは負担金補助及び交付金という科目の変更にお願いをするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の訂正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、訂正を許可することに決定しました。

日程第 5 議案第 8 5 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 2 ページ。

日程第 5、議案第 8 5 号、日南町税条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 5、議案第 8 5 号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 8 5 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 3 ページ。

日程第 6、議案第 8 6 号、日南町住民基本台帳カード利用に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 6、議案第 8 6 号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 8 6 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 7 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 4 ページ。

日程第 7、議案第 8 7 号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 7、議案第 8 7 号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 議案第 8 7 号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例に反対で討論いたします。

この条例は、御家庭や事業所などの水道料金を 1 5 % 引き上げるとともに、これまで消費税を内税として表示していたものを外税で表示するよう変更するものです。

まず、水道料金の引上げは、住民の方の生活を守る点から賛成できません。物価高騰に対して、国も町も十分な対策を取っておらず、食費、光熱費、灯油、ガソリンなど、特に年金で生活する方にとって物価高騰は生活を脅かす深刻な問題です。そんな中で、町の裁量で決められる公共料金を引き上げることは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする自治体として許されないのではないのでしょうか。水道事業が財政的に苦しいことは理解しますが、今後、高料金対策の繰入れで収入が増える可能性もあり、料金の値上げはより慎重に検討すべきです。

また、消費税を外税で表示する条例改正ですが、これまで税込み金額で据え置いてきた水道料金が、今後は、消費税率が上がれば自動的に税込みの水道料金が上がることとなります。税込みの料金を上げるかどうか、利用者の負担を増やしてよいものか、その都度議会で審議し、慎重に決定するために、これまでどおり消費税込みの金額で条例に書き込むほうがよいと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） 私は、水道料金の条例の改正に対して賛成するものとし意見を述べさせていただきます。

上下水道料金審議会におきまして慎重に審議され、答申に沿ったものであります。また、日南町の実情から、今後、日南町の水道を維持していく上においてやむを得ない措置ではないかと考えております。その中において、消火栓部分を交付金等を活用して町

の負担をもって対応するという、住民にとって最低限の負担で済むよう対策を講じておられると感じております。よって、本一部改正については承認するものと意見を述べさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 87 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 88 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 6 ページ。

日程第 8、議案第 88 号、日南町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 8、議案第 88 号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） これも、先ほどの水道と同じように消費税を外税にするというものです。消費税を込みになった場合に、消費税が上がっていくことによって上がっていく場合には負担が大きくなるわけで、そういう状態を、実際のそのときの情勢に応じて上げるべきなのか、それを据え置くべきなのかを議会として考えて判断していくべきだと思いますので、この改正には反対です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3 番、櫃田洋一議員。

○議員（3 番 櫃田 洋一君） これも先ほど同僚議員も言いましたように、人口が減少している中で水道事業の経営もちょっと悪化しております。施設の老朽化対策や耐震化等々を進めていかなければいけないので、安心・安全な……（発言する者あり）先ほどと同じように、これもそういう意味合いもありますので、消費税のことも先ほどありましたけども、やはりこれはやむを得ないではないかと考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 88 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 89 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 8 ページ。

日程第 9、議案第 89 号、日南町農業集落排水処理施設の使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 9、議案第 89 号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 先ほど来、87号、88号と同じですけれども、消費税を内税にしておいて、その都度議会で審議し、値上げするかどうかということを決めたほうがいいということで、反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） 本条例の一部改正について、賛成の立場で一言申し述べます。

今まで消費税を内税にして値上げを控えてきております。このたびは、国の方針に沿った消費税を外税にするという本来の姿に戻すものでありまして、当然この一部改正においては承認すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 89 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり

可決されました。

日程第10 議案第90号 から 日程第16 議案第96号

○議長（山本 芳昭君） タブレット64ページから。

日程第10、議案第90号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第11、議案第91号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第92号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第93号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第94号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第95号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第96号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）、以上、令和7年度補正予算7議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第10、議案第90号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第6号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第90号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第91号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第91号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第92号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第92号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第93号、令和7年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第93号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第94号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第94号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第95号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第95号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第96号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第96号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第97号 及び 日程第18 議案第98号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの追加議案書ファイル2ページから。

日程第17、議案第97号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第18、議案第98号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第97号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町職員の給与につきまして、人事院勧告に基づき給料表の改定を行う旨の閣議決定がなされたことによる改正、並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条及び第5条の規定に基づき号給の切替えを行うため、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきまして、大きく5点説明のほう、させていただきます。

まず1点ですが、改正の概要ですが、月例給与につきまして、全体で平均3.3%の引上げを行います。

2つ目の期末・勤勉の関係でございますが、支給割合ということで、まず期末手当ですが、令和7年12月期が1.25月、これを1.275月に引き上げ、令和8年6月期には1.25月を1.265月に引き上げ、12月のほうでは1.275月を1.265月に引き下げるという内容であります。

続いて、勤勉手当のほうですが、令和7年12月期が1.05月ですが、1.075月に引き上げ、令和8年6月期が1.05月を1.065月に引き上げ、12月のほうですが、1.05月を1.065月に引き上げるという内容であります。

3つ目ですが、通勤手当ですが、60キロというところを上限とする距離の区分のほ

うを復活させていただきたいという内容です。

続きまして、宿日直手当でございますが、国の準拠によります給与状況を踏まえた所要の改正を行いたいと思っております。

最後に、給料表の切替えも行います。令和8年1月1日に3級から6級の号給を切替え表のとおり切り替えます。なお、号給の切替えを行うのみであり、給与の減額は生じません。

施行期日ですが、公布の日からであります。ただし、給料表の切替えは令和8年1月1日から、令和8年度の期末・勤勉手当の支給割合の改正ですが、令和8年4月1日からの施行であります。なお、人事院勧告に基づいた給料表の改正ですが、令和7年4月1日に遡及して適用という内容であります。

続きまして、議案第98号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町会計年度任用職員の給与について、人事院勧告に基づき給料表の改定を行う旨の閣議決定がなされたことによる改正、並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第4条及び第5条の規定に基づき号給の切替えを行うため、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、先ほど申し上げました議案第97号と同様でございます。

なお、号給の切替えによります給与の減額はありません。

施行期日ですが、公布の日からでございます。ただし、給料表の切替えは令和8年1月1日、令和8年度の期末・勤勉手当の支給割合の改正は令和8年4月の1日からの施行であります。なお、人事院勧告に基づきました給料表の改正は、令和7年4月1日に遡及して適用しますという内容であります。

説明のほうは以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。私から議案第97号について補足説明をさせていただきます。

追加議案書ファイル、タブレット2ページ目は引き続き、また、別ファイルで議案第97号、資料ファイルを作成いたしましたので、御参照いただきたく存じます。

まず、本年の人事院勧告を踏まえ、本町条例改正につきましては、議案第97号資料ファイルのとおり改正を予定するものでございます。

タブレット2ページ、改正条例の第1条でございますが、通勤手当につきましては、これまで35キロ以上の区分を上限に定めていましたところ、国の改定状況、近年の職

員の人材確保状況、また、鳥取県の西部町村の状況なども鑑みまして、60キロ以上の区分まで設けることにいたしましたものでございます。これに伴いまして、35キロ以上の区分に該当となっております職員、現在では26名でございますが、クの区分からスの区分までの距離区分に該当することになります。

なお、影響額でございますが、約8万円の増額となる見込みでございます。

続いて、宿日直手当につきましては、国の単価改正に準じ改正を行うものでございます。

それから、期末手当、勤勉手当につきましては、率の改正でございます。年額0.05月のアップでございます。

タブレット4ページから6ページの別表第1の改正につきましては、本年4月1日に遡及して適用いたします。

続いて、タブレット7ページから9ページの第2条の改正でございますが、令和8年1月1日から施行いたします。また、11ページから13ページの号給の切替え表につきましては、同様、令和8年1月1日からの改正となりますが、職員給与への影響は伴わないものでございます。

続いて、10ページ目の期末手当、勤勉手当につきましては、令和8年4月1日からの施行として率を調整してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 議案97号の給与に関する条例の一部改正についてです。

このたび通勤手当の改定がなされております。先ほど説明の中で26人が該当するというのは、これは、35キロ、今までの人数と60キロに延ばした場合、トータルで26人ということでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） そのような御理解をいただきたいと思います。

なお、35キロ以上から40キロ未満という区分を新たにこのたび設けさせていただき、以降60キロ以上までと区分をいたしました関係で、35キロ以上から40キロ未満には12名が該当いたします。26名のうち、12名が35キロ以上40キロ未満、40キロ以上から45キロ未満につきましても12名、45キロ以上から50キロ未満につきましては1名、50キロ以上から55キロ未満は該当者なし、60キロ以上が1名というような区分になるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） かねがね町長は、いろんな会において、町民の意見を聞いて検討を重ねて、それに沿った答えを出すというような方針を示されております。病

院とか中心地域整備とか、事あるごとにそういった方針を示されておるわけなんです、若干ははっきり言って町民感情から離れてるような気がするわけなんです、やはり人事院勧告という錦の御旗の下ではあります、今までの町長の姿勢と、このたびの決定に至ったその決断理由についてお示し願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういんでしょうか、通勤手当っていうところでもあります、住居が町外っていうところでもありますのでということもありますが、昨今の実情の中で、やはり町外の皆さんの御出身の皆さんの採用が増えたっていうことと、あわせて、今、昨今特にですが、やっぱり採用に向けての応募自体も減ってきてるっていう実態があります。今、本当に人材確保に向けて、国もそうですけれども、地方公務員のほうも、やはり応募自体が減ってきてるっていうところがあります。事実的には、今年の当初の募集にも、一般職については、本町の場合ですが、なかったということで、今、単独の採用の試験の形で数名の方が手を挙げていただいているっていうような時代に入っておりますので、やはり職員の、仕事環境っていいんでしょうか、そういったところの充実を図っていくべきだというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 町民の声として、恐らくこういった話をすると、ふだんから町内在住者の職員が少なくなってきたという大変憂慮した声を度々聞きます。こういった制度によって、町内の今勤めておられる職員さんも町外に移住されるというような懸念は持っておられるのかどうなのか、また、そういったことの対策を練る上において、町内在住でとどめてもらうというような方策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 強制力はもちろんありませんけれども、採用面接の中で、できるだけ町内に居住を構えて、公務の中でもスピード感が必要な業務ももちろんありますので、そういったお話をさせていただいておるところであります。

あわせて、やはり町全体としても、今、中心地のほうでも検討していただきますが、住まい的などの確保っていうところもこれから必要なことではないのかなというふうには思っておるところであります。職員自身もやっぱり地方公務員でありますので、考え方とすれば町内に住むっていう意識は全然ないというわけではなくて、そういった話は個別には話をさせていただいておりますが、最終的な判断は職員が判断っていうことでもありますので、これからもそういった考え方の醸成は引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） 先ほど町長、少しお話がありましたけれども、まず町長、職員の町外への割合が増えることを、これはどのように捉えておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） できれば、やはり町内に住んでいただきたいというのが主眼的な考え方です。職員のやっぱり住居の選択の自由っていうところもありますので、とはいいいながら、例えばですが、災害的なところだとか、そういったところのやっぱり緊急性の業務ももちろん持ち合わせておりますので、そういった観点の中で職員自身も考えていただくっていうこともこれから大事だろうというふうには思っておりますが、ある意味では、やむを得ない部分が今ウエートが高くなっていうふうに私自身は思っております。ですから、まずは採用っていうところにやはり優先を考えていくべきだろうというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） この議案97号ですけども、給与が上がっていくのは、物価上昇とともにこれは必要なことであると考えます。それで、その中で移住定住を考えたときに、町外60キロまでっていうふうになると、やっぱり転出もある。それは町外へ住まわれるのは、家庭の事情もあるのでなかなか町内だけでは厳しい部分もありますけども、移住定住を考えてるときとか、それと、町内の日南町のよさ、町外から当然通勤されてても日南町のよさっていうのは分かるし、理解できるもんだと思いますけども、ちょっとやっぱり転出への促進も若干促すんじゃないかなというようなニュアンスも感じるんですが、これは人事院勧告でのものですのでちょっとしようがないかなと思いますが、どのように考えますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 国のほうも、やはりこれぐらいのことをしないと人材が確保できないっていう背景の中で生まれてきたっていうか、計画されたものだろうというふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたように、本町の職員採用に向けてもなかなか手が挙がりにくいってところが、通勤手当だからっていうことではないんですけれども、それぐらいやっぱり応募者数が減ってきてる状況にありますので、できるだけ、まずは採用に努めていくっていうことを優先的にこれからも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 私は、この内容で60キロという、通常でしたら高速であつたら60キロで1時間ですけども、地道ですと1時間半以上かかると思うんですね。私自身が30年間米子へ通勤してたとき、そのときは、もう初めから、民間でしたんで、上限はこうですよと、それは分かった上で米子の通勤をしたわけですよ。このたび60キロまでされたということについて、幾ら各、国がどうのこうのじゃなしに、国、県については転勤があるという場合とか通勤の場合があるんですけど、ここの地方自治体、町というのはある程度限られたところなんで、遠くから来られる方は、当然給与体系とか通勤手当を分かった上で応募されるわけですよ。だから、これを通勤だけ上げますよという

ことで本当に増えるかな、出ていったほうがいいよと、私は今まで日南町に住んでたんだけど、これほど通勤手当が月1万、2万上がるならば出ていくというのを逆に恐れます。

私が言いたいのは、やはりそのときの条件というんですか、民間でいくと、雇用上、最初、条件をちゃんと出します。それを分かった上で来るわけですから、私は、あまりにもこの60キロというのはとっぴかなと思います。要するに、本当に雪であれば1時間半では来れませんし、先ほど言われました、いざいうときには、あるところに聞くと、遠くから来る場合は、住居を何人かグループで買って、遠いからそこで寝泊まりしたい人も聞いたことがあります。

ということで、私は今回、どこがどうのこうのじゃなしに、ある程度、ここが今まで35キロですか、40キロぐらいとか、それやったら米子周辺までエリアが入りますけれども、60キロというのはちょっととっぴと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） このたびの人事院勧告によりまして、先ほど議員おっしゃいましたように、来年の4月1日からの適用ということで国は100キロ以上まで区分を細分化し、今努めようとしているところでございます。その中で、本町におきましても、西部町村の中では本町のみというような実情も現状ではございました。遡りますこと平成26年の12月の条例の改正によりまして、本町では35キロ以上のところで区分を定め、それまでは60キロ以上で運用していた経過でございます。しかしながら、昨今、町長が申し上げた事情を鑑みまして、せめて西部町村、鳥取県の西部から通える範囲については60キロ以上というのが妥当ではないかという区切りの中で、本町としてもこのたび改正を提案させていただいたものでございます。

なお、西部町村においても、国に準拠し100キロ以上と定める町村もございましたが、本町としては、やはり身の丈に合った現実的なところで、このたび60キロ以上というところで御提案申し上げたところでございます。

説明不足なところもあったかもしれません。原課としましては、この辺りは、職員にも、町民の皆様はじめ議員の皆様のご思いというものもしっかりと踏まえた上での通勤の在り方についても指導してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 私も、やっぱりこのことが、職員が町外に出ることへの懸念っていうんですか、そちらのほうを強く感じるところであります。

また、いろいろと通勤手当につきましては日南町のことをおっしゃってますけれども、恐らく西部の他の町村につきましても同じように通勤手当を上げるということになるかと思えます。そういう中において、日南町だけが何かこのことによって逆に不利な状況になるのかなというような思いもあつたりもします。

ちょっと分からないのは、会計年度任用職員さんの通勤手当というのはどういうよう

な扱いになってるのか、それについて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 正職員と同様の扱いでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 先ほど総務課長のほうから、町民感情とか、いろいろな面を職員のほうに認知して理解を求めておられました。が、財政面のほうから、人口に基づいた地方交付税の算定になるということをお聞きしております。こういった制度というのが、要するに地方交付税も一部としてですが、財源として給与を払われるわけなんです。よその町から日南町に通って日南町で職を求めて勤めておられる方は、地方交付税にカウントされるのは、その居住地に向けて地方交付税を算定されるという制度であるわけなんです。要するに、そういったことを職員の方に認知しながらこういったことを進めてほしいわけなんです。その点どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） これまで、地方交付税、本年も国勢調査ございましたが、来年からその数値が速報値として交付税にも反映されるわけでございますが、この地方財政措置である大きな財源である交付税の制度そのものも含めまして、本町職員は、まだまだ認知すべきところ、学習も必要だというふうに個人的には感じております。その上で、職員に関わる標準的なもの、手当も含めまして今、議員おっしゃいましたところは、今後の研修においてどのような形で指導できるかお約束できませんが、確かな形でしっかりと職員にも認知するようには全体を通して研さんしてまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） すみません、確認ほどなんですけど、97号と98号に対して、説明資料を拝見すると、97号について、1から4の手当などの改定がされるということなんですけれども、97号で日南町職員という条例ですけれども、97号で会計年度職員の方も全て包含してるという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） お見込みのとおりでございますし、さらには、再任用職員の方についても同様の率ということで本町は条例を整理してございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

町長、確認させてください。先ほど説明の中で、60キロに復活したっていうふうに言われたような気がするんですけど、私の聞き間違いですかね。（「説明はそうだった」と呼ぶ者あり）でしたよね。そういうふうに言われたような気がするんですけど。

實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。町長が議案提案の説明を申しあげましたときには、60キロメートルを上限とする距離区分を復活するということを申しあげましたが、正確には、平成26年12月1日以降の条例改正によりまして、現行の35キロ以上を上限とする区分で運用しておりました。それ以前の状況を意味して説明をさせていただいたということで、御理解賜りたく存じます。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、それ以前は60キロだったってということですか。
實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 説明不足で申し訳ございません。もともとは60キロ以上の国家公務員の給与に関しては定めてありましたけども、本町は、様々な状況を鑑みまして平成26年12月1日から今日に至るまで、本町の独自の運用としまして35キロ以上の上限運用とさせていただいておりました。そういう意味から、提案説明の中ではそのような「復活」というような言葉を申しあげましたが、意味合いとしましては、しっかりと、現状、それから今後を踏まえての運用に努めてまいりたいということで御理解賜りたく存じます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 以前は60キロがあったんですが、35キロに上限を下げたものを、また復活したということだそうでございます。

質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第17、議案第97号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第97号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第98号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第98号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 19 議案第 99 号 から 日程第 24 議案第 104 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 25 ページから。

日程第 19、議案第 99 号、令和 7 年度日南町一般会計補正予算（第 7 号）、日程第 20、議案第 100 号、令和 7 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 21、議案第 101 号、令和 7 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 22、議案第 102 号、令和 7 年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 23、議案第 103 号、令和 7 年度日南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 24、議案第 104 号、令和 7 年度日南町病院事業会計補正予算（第 4 号）、以上、令和 7 年度補正予算 6 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 99 号、令和 7 年度日南町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5 8 1 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 7 7 億 8,606 万円とする内容でございます。

今回の主な補正内容でございますが、国の人事院勧告に基づいた給与条例等の改正に伴いまして、一般職員の給与や会計年度任用職員の報酬などの人件費の増額について提案をさせていただくものであります。あわせまして、令和 7 年度の当初予算を計上する際に、人件費を令和 6 年度予算ベースの金額を基に計上したことによる不足額と、令和 7 年 4 月以降の人事異動に基づく人件費の精査について併せて御提案をさせていただく内容でございます。

歳入でございますが、繰入金で 1 億 5 8 1 万 4,000 円、財政調整基金の繰入金でございます。歳出のほうですが、総務費の職員給与事務ということで、1 億 5 2 1 万 7,000 円、給与条例等の改正によります人件費の額の増額と人件費の精査したところの不足額を含んでおります。民生費の国民健康保険事業ということで 9 8 万 4,000 円、人件費の増額に伴う繰出金の増額であります。土木費の道路維持管理事業で、マイナスではありますが、6 3 万 3,000 円、人事異動に基づきます人件費の精査による減額でございます。

続きまして、議案第 100 号、令和 7 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）でございます。事業勘定と歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,241 万 2,000 円とする内容でございます。

主な補正でございますが、歳入のほう繰入金ということで 9 8 万 4,000 円、一般会計繰入金からであります。歳出のほう、国保事業一般管理事務ということで、同額の 9 8 万 4,000 円です。給与条例等の改正に伴います人件費の増額でございます。

続きまして、議案第101号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億7,758万8,000円とする内容でございます。

主な補正の、まず歳入でございますが、国庫支出金として18万2,000円、地域資源事業交付金の増額を見込んでおります。繰入金として52万1,000円、一般会計繰入金を増額でございます。

歳出のほうでございますが、一般管理事務として37万7,000円、歳出のほうですが、いずれも給与条例等の改正によります人件費の増額であります。認知症地域支援・ケア向上事業に51万7,000円でございます。内容は、人件費でございます。

続きまして、議案第102号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容でございますが、まず、収益的支出のほうの簡易水道事業費用の営業費用のところに22万8,000円の増額をお願いするものでございます。給与条例の改正に基づきます職員の人件費の増額内容でございます。

続きまして、議案第103号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容ですが、収益的支出のほうの下水道事業費用、営業費用でございますが、86万4,000円でございます。内容ですが、給与条例の改正に基づきます職員の人件費の増額でございます。

続きまして、議案第104号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）でございます。

内容でございますが、資本的収支の中の医業収益として1,963万5,000円ということで、療養病棟の入院患者の増によります収益増を上げております。病院事業費用の医業費用に、同額ですが、1,963万5,000円を計上させていただいております。人事院勧告に基づきます給与条例の改正により、職員の給与費の増額を見込んだ数字でございます。

以上、説明のほうを終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。私からは、議案第99号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第7号）から議案第103号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）までの補足説明をさせていただきます。別に作成をいたしました議案第99号から第103号資料、追加補正予算の内訳ファイルも御参照いただきたく存じます。

このたびの主な補正の内容でございますが、本来は人事院勧告に基づく給与等の改正分についてをメインにお願いするべきところでありましたが、それに加えて、当初

予算計上不足分につきましてもお願いする内容としてございます。大きく2区分に分けております当初予算計上不足の中には、毎年の人事異動に伴います昇任、昇格分なども含めてございます。金額につきましては、人事院勧告分については3,777万6,000円を、当初予算計上不足分につきましては6,832万2,000円を、合計1億609万8,000円でございます。

この状況に至った経過でございますが、令和7年度当初予算におきます職員人件費、給料、それから職員手当、共済費におきまして算定の誤りがあったものでございます。具体的に申し上げますと、正職員、それから会計年度任用職員の給与月額につきまして、本来は令和6年度人事院勧告反映後の給与月額を用いるべきところ、令和6年度人事院勧告反映前の給与月額を用いてしまったものでございます。内部でのチェックも不足しまして、結果、このような事態を生じさせてしまいました。誠に申し訳ございません。

今後におきまして、総務課が主でございますが、複数人によりますチェック体制のさらなる強化に努めてまいりたく存じます。また、再発防止にも努めてまいりたく存じます。このようなことがないように努めてまいりたいと思います。何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第99号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第7号）から質疑を行います。

タブレット69ページからの補正予算説明附属資料に沿って質疑を許します。なお、質疑のときは、ページ番号をお示しの上、質疑願います。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません、議案99号の一般会計補正予算と関連するわけなんです、このたび資料として頂いております当初予算計上不足分ですね、これが大変お粗末な事務であって、これ一言、何か苦言を申したいなと思います。

これ、いつ分かったのか、また、今まで執行してきた給与の支払いはどの数値、要するに6年度人事院勧告反映後の給与で払ってこられたのか、それとも前のものを払ってこられたのか、その2点をちょっとお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） まず、判明をいたしましたのは、このたびの人事院勧告が発表された夏以降に職員が試算の事務を始めます。その作業の途中で疑義が生じ、改めて洗い直したところ、12月補正予算を目標に進めておりましたので、それに向けて洗い直しをしてましたところ、その途中、10月頃に判明したところでございます。

それから、現在においてもですが、人事異動に伴います昇任、昇格を踏まえまして、それから昨年度の人事院勧告につきましては、それを反映させた形で給与支給は行っておりまして、支払い自体には差異は生じてはございません。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 先ほど同僚議員も言われましたが、私も民間にいたときは、こういったミスというんか、最終的に人的ミスなんですね。いろんな分析したときに、やっぱり人的なんですね。機械がミスとかパソコンのミスじゃなくて人的なんで、要するに、変化点は、人が替わる、期が替わる、月が替わる、いろんなことの変化点があるわけですよ。

私が言いたいのは、いつも今後はこのようにいたしません、いたしませんと言われますが、そのような形をどのようにチェックされるのか。そして、よく言うのは、PDCAでチェックの後の確認、これが一番大事なんです、1年後も大丈夫かと。そのようなシステムは行政であるんでしょうか。だから、いつも、もうこうこう次回はないようにしますという言葉はいただくんですが、実際にどのようなシステムで今後発生しないようにするのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 重ねておわび申し上げたいと思いますが、総務課でこの辺りは計算なり事務を進めてございます。具体的に申し上げますと、人件費算定の確認につきましては、私を含め財務室長、また、担当者、その副査、それら3名体制から4名体制で行いたいと思います。

また、いつ誰がどのような内容、具体的には、積み上げの検算、前年度との比較、根拠資料の再チェックなどをチェックしたかといったような記録も作成をしながら共有することで、再発防止に努めたく考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） そこで、総務課のこのようなミスが出ましたけども、これを、よく言うのは横展開する、ほかの部署はどうかと、そういう見直しもしないと、ぼつぼつぼつ出るわけですね。いつも再発しない、再発防止をされると言われますけど、できれば、今回のトラブルを今後のためにも他部署にも展開してどうかと、こういう予算計上であるとか、後々、月々いうところもすべきだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回も含めてですが、様々な数値が間違ったりとか、文言がちょっと適正でなかったりとか様々なケースがあるというふうに思っております。私としても、やはり今回のように事件訂正するっていうことは決していい話ではないし、故意ではないっていうことはもちろん承知しておりますので、組織全体の中でやはりチェックっていうところが、それしかないのかなというふうに思っております。ただ、そのチェックの仕方っていうところも当然あるというふうに思っておりますので、庁舎内職員一同でその辺の再確認しながら、これからのやっぱりミスがない形というのをつくり上げていきたいというふうに、全職員でその意思を確認させていただくように、私からも

改めて注意喚起もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第99号の質疑を終わります。

次に、72ページ、議案第100号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第100号の質疑を終わります。

次に、73ページ、議案第101号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第101号の質疑を終わります。

次に、74ページ上段、議案第102号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第102号の質疑を終わります。

次に、74ページ下段、議案第103号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第103号の質疑を終わります。

次に、75ページ、議案第104号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 先ほど総務課長のほうから議案99号から103号のお話がありましたが、104号については、これまでの補正予算等で特に問題なかったか、当初予算でしっかり人件費を計上してあったか、それについて、ちょっと不安になりましたので、聞いてみます。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 御質問の件でございますが、日南病院においても、人件費におきましては、その年のいわゆる人員配置を適正に判断し、それと同時に、しかるべき支出のほうもしっかりと協議して予算のほうを立てておりますので、御了承ください。

○議長（山本 芳昭君） 日南病院ではなかったということですね。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第19、議案第99号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第7号）の討論を

許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第99号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第100号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第100号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第101号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第101号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第102号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第102号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第103号、令和7年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）

の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第103号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第104号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第4号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第104号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 議会報告・発議フォルダーをお開きください。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） 閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第26、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まずは、議案の御承認のほうをいただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

本年も、あと2週間余りとなりました。2025年を振り返りますと、今年も様々なことがあり、総じて言いますと、個人的ではありますが、歴史と明るい未来の予感を感じているところであります。本年ですが、昭和の100年、あるいは戦後80年の年でもありました。クレパスの生誕100年、あるいは日南中学校の50年、まちづくり協議会ですが、20年、平成の合併市町では20年などの区切りとなる年で、これまでの歩みと、これからの団結の年となりました。

これ以外に、町内では、たったもカードの利用額の10億円突破、ローソン日南生山店のあかり広場の運営、鍵掛峠の道路トンネルの貫通、日南トマト3年連続の2億円突破、子供たちの全国大会への出場、あるいは縁結びの大使であります「ほのまる」さんのお二人のほうに任命をさせていただいたり、生山城跡の登山をしたり、あるいは本久代家の国の登録有形文化財の内定、あるいは病院のほうでは、オンライン診療が始まったり、病児・病後児の保育のスタートであったり、鳥取大学の小児科との連携ということもありましたので、明るいニュースが多くあったというふう感じております。

また、町のほうでも、協定を6件あり、将来の約束事につながったというふう感じております。これも町民の皆様、議会の皆さんの御理解、御協力のたまものだというふう感じており、御礼を申し上げたいというふう感じております。

これから冬本番であります。健康や交通安全など御留意いただき、平穏な新年を迎えられますことを御祈念申し上げ、本定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第8回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前12時18分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今年も余すところ僅かとなりました。今期12月定例会におきましては、一般質問をはじめ、条例の一部改正、補正予算、町政全般にわたる重要な案件について慎重かつ活発な御審議を賜り、本日全ての議案を議了することができました。議員各位並びに執行部の皆様の御理解と御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、令和の米騒動とも言われるように、米をはじめとする物価高騰が町民生活に大きな影響を及ぼした1年でありました。エネルギー価格や生活必需品の値上がりが続く中、特に食に直結する米の問題は、農業の町である本町にとっても決して他人事ではありません。今年の漢字は「熊」と発表されましたが、私個人としては、町民の暮らしと地域経済を直撃した1年を象徴する漢字は「米」ではなかったかと感じております。議会といたしましても、物価高騰への対応、農業の持続可能性、そして町民の生活を守る施策について、引き続き執行部と真摯に議論を重ね、将来に責任ある判断を行っていかねばならないと考えております。

これから年末年始を迎え、寒さも一段と厳しくなっております。インフルエンザや感染症の流行も懸念されておりますので、皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛をいただき、健やかで穏やかな新年を迎えられますように御祈念申し上げます。

結びに、議員各位、執行部の皆様には、引き続き町民福祉の向上と町政発展のため、より一層の御尽力をお願いを申し上げ、12月定例会閉会の挨拶といたします。本定例会の御協力、誠にありがとうございました。
